

令和5年(2023年)3月1日

保育利用（2号・3号認定）の保護者各位

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症における保育施設利用者に関する対応について

日頃より本市の教育・保育行政の推進につきまして御協力を賜り厚く御礼申し上げます。標記の件につきまして、国から、現在行っている利用者負担額（保育料）の減免措置について令和5年4月から廃止する旨の方針が示されました。

これを受けた札幌市の対応方針について、下記のとおりお知らせしますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 保育所等の利用者負担額（保育料）の減免措置について

現在の新型コロナウイルス感染症対策は、新たな行動制限を行わず、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、国や市町村から各園に対して臨時休園等を行うことの要請は想定されないことから、新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額（保育料）の減免措置については、今年4月以降は廃止する旨国から示されました。

つきましては、札幌市においても、令和5年4月分以降の利用者負担額（保育料）から減免措置を廃止いたします。

2 札幌市から保育所等に対する休園の要請について

1に記載のとおり、札幌市で現在行っている、保育体制が整わないことによる休園要請について、今年4月以降は行わないことといたします。（例えば、3月下旬に新たな休園要請を行った場合でも休園の終了日は最長で3月31日までとなります。）

3 新型コロナウイルス感染症に係る登園基準について

現在、登園しているお子様が感染した場合や登園しているお子様が濃厚接触者となった場合に登園自粛をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症が、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上、季節性インフルエンザと同じ分類となった際には、この取り扱い（登園基準）を廃止いたします。（5月8日からの予定）

4 お子様の体調管理等について

新型コロナウイルス感染症について、感染症法の位置付けの変更後も、発熱や呼吸器症状の発症などのほか、お子様が体調不良の際には保育所等の利用をお控えいただくようお願いいたします。

5 その他

各保育所等が決定、徴収する費用（食費、教材費等の実費徴収等）について、新型コロナウイルス感染症の関係で日割り等の対応をしている場合、今後の取り扱いは各保育所等が決定することになりますので、詳細はお子様に通われている保育所等へ御確認をお願いいたします。

本文書の内容につきまして、今後、国の対応方針に変更があり、市の対応にも変更が生じる場合には、再度、御連絡いたします。

【担当】

1 について	子育て支援部保育推進課保育料係	(電話 011-211-2987)
2、3及び5 について	子育て支援部施設運営課運営係	(電話 011-211-2986)
4 について	子育て支援部子育て支援課指導担当係	(電話 011-211-2985)